

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

### 行政書士 2025 総まくり扱い1000肢攻略講座 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
61	解答170 正誤・解説文全体	※ 下記のものへの解説の差替えをお願いします。  解答170 <input checked="" type="checkbox"/> <b>裁判所は、①共有物の現物を分割する方法や、②共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部または一部を取得させる方法により、共有物の分割を命ずることができる（258条2項）。「裁判所による共有物の分割は、現物分割が原則」であるとはされていない。</b> <b>なお、①②の方法により共有物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる（258条3項）。</b>		25/11/5
65	解答181 正誤	解答181 <input checked="" type="checkbox"/>	解答181 <input type="checkbox"/>	25/7/16
67	解答187 正誤 解説文	解答187 <input type="checkbox"/> 同一の動産について動産の保存の先取特権が互いに競合する場合には、前の保存者が後の保存者に優先する（330条1項2号）。	解答187 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の動産について動産の保存の先取特権が互いに競合する場合には、後の保存者が前の保存者に優先する（330条1項2号）。	25/7/16
251	解答348 解説文全体	※ 下記のものへの解説の差替えをお願いします。  各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる（地方自治法245条の7第1項）。本肢のように「条例違法確認訴訟を提起して勝訴判決を経なければ、……当該条例の改廃を指示することができない」とはされていない。		25/9/10
323	解答4 正誤	解答4 <input type="checkbox"/>	解答4 <input checked="" type="checkbox"/>	25/7/16
375	解答82 正誤 解説文	解答82 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税の税務書類は、税理士のほか、行政書士も作成することができる（税理士法51条の2、同法施行令14条の2）。	解答82 <input type="checkbox"/> <b>本肢のとおりである。税理士法は、行政書士又は行政書士法人が一定の税務書類の作成を業として行うことを認めているが、「登録免許税の税務書類の作成」は認めていない（税理士法51条の2、同法施行令14条の2参照）。</b>	25/10/8